

函館市測量ならびに建設工事に係る調査および設計業務最低制限価格制度実施要領
新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(基準価格の設定)</p> <p>第3条 最低制限価格を設ける場合の基準となる価格(以下「基準価格」という。)は、対象業務の予定価格(消費税および地方消費税相当額を除く。以下同じ。)算出の基礎となった次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額とする。ただし、その額が当該予定価格に<u>10分の8</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>10分の8</u>を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額とする。(測量業務にあつては、「<u>10分の8</u>」とあるのは「10分の8.2」と読み替えるものとし、地質調査業務にあつては、「<u>10分の8</u>」とあるのは「10分の8.5」と、「10分の6」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。)</p> <p>(1) 測量業務</p> <p>ア 直接測量費の額</p> <p>イ 測量調査費の額</p> <p>ウ 諸経費の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 土木関係コンサルタント業務</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額</p> <p>(4) 地質調査業務</p> <p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額</p> <p>(5) 補償関係コンサルタント業務</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の<u>4.5</u>を乗じて得た額</p> <p>2 略</p> <p>第4条～第5条 略</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(基準価格の設定)</p> <p>第3条 最低制限価格を設ける場合の基準となる価格(以下「基準価格」という。)は、対象業務の予定価格(消費税および地方消費税相当額を除く。以下同じ。)算出の基礎となった次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額とする。ただし、その額が当該予定価格に<u>10分の8.1</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>10分の8.1</u>を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額とする。(測量業務にあつては、「<u>10分の8.1</u>」とあるのは「10分の8.2」と読み替えるものとし、地質調査業務にあつては、「<u>10分の8.1</u>」とあるのは「10分の8.5」と、「10分の6」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。)</p> <p>(1) 測量業務</p> <p>ア 直接測量費の額</p> <p>イ 測量調査費の額</p> <p>ウ 諸経費の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 土木関係コンサルタント業務</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</p> <p>(4) 地質調査業務</p> <p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</p> <p>(5) 補償関係コンサルタント業務</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</p> <p>2 略</p> <p>第4条～第5条 略</p>

(最低制限価格の算定方法)

第6条 最低制限価格は、対象業務の予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8を乗じて得た額（測量業務にあつては、10分の6を乗じて得た額から10分の8.2を乗じて得た額、地質調査業務にあつては、3分の2を乗じて得た額から10分の8.5を乗じて得た額）までの範囲内であつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

(1)～(2) 略

2 略

第7条 略

(最低制限価格の算定方法)

第6条 最低制限価格は、対象業務の予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8.1を乗じて得た額（測量業務にあつては、10分の6を乗じて得た額から10分の8.2を乗じて得た額、地質調査業務にあつては、3分の2を乗じて得た額から10分の8.5を乗じて得た額）までの範囲内であつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

(1)～(2) 略

2 略

第7条 略